

静岡市環境影響評価条例の一部改正について

静岡市環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月10日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市環境影響評価条例の一部を改正する条例

静岡市環境影響評価条例（平成27年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第52条の見出しを「(準用)」に改め、同条第1項を次のように改める。

第5章並びに第59条及び第60条（第1項第3号を除く。）の規定は、法第2条第5項に規定する事業者について準用する。この場合において、第36条第1項及び第39条中「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、第40条の見出し中「事後調査報告書の作成」とあるのは「法対象事業報告書の届出」と、同条中「行ったときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成し」とあるのは「行い、かつ、法第38条の2第1項に規定する報告書（以下「法対象事業報告書」という。）を作成したときは」と、第41条（見出しを含む。）、第42条の見出し及び同条第1項中「事後調査報告書」とあるのは「法対象事業報告書」と、第43条第1項第2号中「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、第44条の見出し及び同条第1項中「事後調査報告書」とあるのは「法対象事業報告書」と、第45条、第46条及び第59条第1項中「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、第60条第1項第2号中「事後調査報告書」とあるのは「法対象事業報告書」と読み替えるものとする。

第53条第1項中「法第20条第2項」を「第4項並びに法第20条第2項及び第4項」に改める。

第55条第1項中「法対象事業を行う」を「法第2条第5項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。